二十三　投資助言業務又は投資一任契約（金融商品取引法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいい、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

［二十三の二～三十九　略］

［3～7　略］

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第百条　農林中央金庫は、法第七十二条第七項の規定による認可対象会社（同条第一項第九号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

［一～六　略］

［2～4　略］

5　第一項及び第二項の規定は、法第七十二条第九項において準用する同条第七項の規定による認可（業務高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可を除く。）について準用する。

6　［略］

（業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得すること等についての認可の申請等）

第百条の二　［略］

［2・3　略］

4　第一項及び第二項の規定は、法第七十二条第九項において準用する同条第七項の規定による認可（業務高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可に限る。）及び同条第十項の規定による認可について準用する。

5　［略］

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第百十二条　法第八十一条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　農林中央金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項（⑱までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

［(1)～(15)　略］

⑯　信託勘定有価証券残高（⑰に掲げる事項を除く。）

⑰　信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引業等に関する内閣府令第一条第四項第十七号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）残高

⑱　［略］

ハ　［略］

［四～七　略］

二十三　投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。）に係る業務

［二十三の二～三十九　同上］

［3～7　同上］

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第百条　農林中央金庫は、法第七十二条第七項の規定による認可対象会社（同条第一項第九号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

［一～六　同上］

［2～4　同上］

5　第一項の規定は、法第七十二条第九項において準用する同条第七項の規定による認可について準用する。

6　［同上］

（業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得すること等についての認可の申請等）

第百条の二　［同上］

［2・3　同上］

4　第一項の規定は、法第七十二条第十項の規定による認可について準用する。

5　［同上］

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第百十二条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　［同上］

ロ　直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項（⑰までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

［(1)～(15)　同上］

⑯　信託勘定有価証券残高

［加える。］

⑰　［同上］

ハ　［同上］

［四～七　同上］